

## 授業料減免に関するよくある質問

Q1. 2026年3月卒業予定だが申請する必要はありますか？

A. 必要ありません。

Q2. 入学時に減免申請を提出したが、今回も申請する必要がありますか？

A. 2026年春学期・秋学期授業料の減免を希望する場合は、今回も申請する必要があります。（例：2025年9月入学生（大学院生は共同教育プログラム学生のみ対象）は、入学時に申請しているとは思いますが、これは2025年のみの申請となるので、今回の2026年度申請を改めて申請する必要があります。）授業料減免を希望する場合は、毎年申請する必要があります。

Q3. 減免結果はどのように発表しますか？

A. JIUメール等で個別に連絡致します。発表は2026年3月下旬～4月上旬を予定しています。

Q4. アルバイトは以前行っていたものを記入しますか？

A. 申請時点で行っているものだけを記入してください。

Q5. 今後休学を考えていますがどうしたらいいですか？

A. 休学に関しては、アドバイザー/ゼミ先生、学部事務室とよく相談して決めてください。尚、休学をして留年した場合、減免は適用されなくなるので注意してください。休学理由が「兵役」の場合は、個別に審議します。

Q6. 一時帰国する際に、日本のアパートを解約しましたが、日本の現住所を入力する必要がありますか？

A. 日本での住所がない場合は、記入する必要はありませんが、「日本での住所なし」等、状況が分かるように記入してください。

Q7. 今年兵役を予定していますが、申請したほうがいいですか？

A. 兵役の予定が変更される可能性もあるので、申請することをお勧めしますが、申請するかどうかは、自らよく考えて決めてください。

Q8. 日本で家族と暮らしています。「住居費」を記入する必要がありますか？

A. 家族と同居していても、学生本人が住居費として家族に支払っている場合はその金額を記入してください。

Q9. 銀聯カード、アプリ（We chat）等で日本のATMからお金をおろしていますが、支弁額に含めますか？

A. 経費支弁者のお金である場合は含めてください。学生本人のお金である場合は含める必要はありません。

Q10. 購入したマンション・一軒家に住んでいますが、住居費はどのように記載しますか？

A. 学生本人が毎月支払っている金額を記入してください。学生本人が負担している額がない場合は「0円」と記載してください。

Q11. 現在「特定活動」ビザですが申請できますか？

A. 申請時点で「特定活動」の場合は対象外となります。尚、申請時点で留学ビザに変更中の場合は、「在留資格」欄は「他の在留資格から留学ビザに変更中」を選択してください。

Q12. 減免がかからないと学費はいくらになりますか？

A. 入学時の募集要項等を確認してください。

Q13. 現在母国にいますが申請する必要がありますか？

A. 所在地に関わらず、減免を希望する場合は、申請する必要があります。

Q14. 入学してから日本に入国していないが、経費支弁者からの支弁額を記入する必要がありますか？

A. 入国していない場合は、予定額を記入してください。

Q15. 郵送で提出してもいいですか？

A. メールで提出をお願いします。郵送は受け付けません。提出先：genmen@jiu.ac.jp

以上

国際課／留学生センター